

地域生活支援拠点等の運用状況の検証について

目 次	頁
砺波圏域の地域生活支援拠点等整備について	1 頁
砺波圏域地域生活支援拠点等登録事業所リスト	7 頁

砺波圏域の地域生活支援拠点等整備について

令和4年3月

砺波市・小矢部市・南砺市

1 地域生活支援拠点等整備の経緯について

砺波市、小矢部市及び南砺市（以下「3市」という。）は、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、その地域生活を支援するとして厚生労働省が整備を進める地域生活支援拠点等を、砺波地域障害者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）に設置した地域生活支援拠点整備検討プロジェクトチームや自立支援協議会において検討、協議を行った。

その結果を踏まえて、各市の第5期障害福祉計画において、砺波圏域（砺波市、小矢部市、南砺市）における複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「面的な体制」という。）として、令和2年度末までに整備することを目指すとした。

相談機能の1つである砺波圏域障害者基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）を令和2年5月に3市で共同設置し、順次、地域生活支援拠点等の整備を進めている。

また、3市は、地域生活支援拠点等事業実施要綱を制定し、令和3年11月1日に施行した。

2 地域生活支援拠点等について

(1) 地域生活支援拠点

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、

- i 地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談
- ii 一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- iii ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保
- iv 人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- v サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加したものをいう。

(2) 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点または居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。

(3) 地域生活支援拠点等の機能

地域生活支援拠点等として必要とされている機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つである。

(4) 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等を担う事業所として実施する機能を規定し、市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めたものをいう。認定の流れは次のとおりとしている。

- i 事前相談
- ii 運営規程の改正案提出
- iii 運営規程の改正（理事会等での承認）
- iv 事前ヒアリング
- v 機能を担う事業所認定申請書の提出
- vi 機能を担う事業所の認定

- vii 認定書の受理
- VIII 事業所等変更届出書の提出（県または市）
- IX 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出（県または市）

3 地域生活支援拠点等の機能について

(1) 相談機能について

① 相談機能の内容について

基幹センター、委託相談支援事業者、特定相談支援事業者、一般相談支援事業者等とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 相談機能を担う事業所とその役割について

役 割	想定される社会資源
i コーディネーターの配置 ii 相談支援事業を行っている障害児者の中から緊急時の支援が見込めない世帯 ^{注1} の事前把握 注1 緊急時の支援が見込めない世帯の判断基準 ① 主たる介護者が負傷、疾病、失踪または死亡などの状態となった場合及び冠婚葬祭等に出席する場合、他の介護者を確保することができない世帯 ② 介護者がいても、障害のある方の行動上の特性などにより、一時的に在宅での生活を継続することが困難な状態になることが見込まれる世帯 iii iiの世帯との常時の連絡体制 ^{注2} の確保として、休日夜間等時間外を含めた緊急時の対応、または緊急時の連絡を含む対応方法の打合せの実施 注2 常時の連絡体制は、24時間365日の相談支援受付ではなく、休日夜間等時間外を含めた緊急時の対応が出来ることとする。また、休日夜間等時間外における連絡を含めた対応方法の打合せが行われていることを含むものとする。 iv 緊急時に備えるための予防的取り組み ^{注3} の調整 注3 計画相談支援を利用していない場合は、障害児者やその家族、地域住民などからの相談・情報提供に基づき、ニーズに応じて、計画相談支援の利用に向けた特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の紹介・調整を行う。 v 緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援	特定相談支援事業所※ 障害児相談支援事業所※ 委託相談支援事業所 地域定着支援事業所（一般相談支援事業所）※ 基幹センター 3市障害福祉担当課 ※認定対象事業所

(2) 緊急時の受け入れ・対応機能について

① 緊急時の受け入れ・対応機能の内容について

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病又は障害者等の状態変化等の緊急時の受け入れ及び医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応機能を担う事業所とその役割について

役割	想定される社会資源
<p>i 緊急時^{注4}の連絡への対応</p> <p>注4 緊急時の定義</p> <p>障害児者が次の状態となり、受け入れを行う日の前2日以内に利用の連絡があった場合及び24時間以内に対応した場合等とする。なお、受け入れ期間は原則7日とする。</p> <p>① 日中・夜間を問わず、障害児者が居宅において、その介護を行う者の疾病や冠婚葬祭等その他の理由により、他の親族等の支援も得られず、緊急に介護が受けられない状態</p> <p>② 障害児者の緊急の疾病や体調変化による医療的なケア、強度行動障害等の専門的な対応が必要で、介護者等が対応できない状態</p> <p>③ 障害者虐待等における緊急保護等の緊急対応が必要な状態</p> <p>ii 居宅での生活の継続に向けた判断・調整</p> <p>iii 緊急時の医療機関等への連絡等</p> <p>iv 緊急時の受け入れを積極的に実施</p> <p>v 緊急時の受け入れ条件を事前に開示</p> <p>vi 緊急時の訪問系サービス等の対応を出来る限り実施</p> <p>vii 緊急時の訪問系サービス等の対応条件を事前に開示</p> <p>viii 在宅復帰に向けた調整</p>	<p>【受け入れ】</p> <p>短期入所事業所※</p> <p>医療機関</p> <p>【対応】</p> <p>訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）※</p> <p>自立生活援助事業所</p> <p>【連絡等】</p> <p>特定相談支援事業所※</p> <p>障害児相談支援事業所※</p> <p>委託相談支援事業所</p> <p>地域定着支援事業所（一般相談支援事業所）※</p> <p>基幹センター</p> <p>3市障害福祉担当課</p> <p>※認定対象事業所</p>

(3) 体験の機会・場の提供機能について

① 体験の機会・場の提供機能の内容について

地域移行支援又は親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会又は場を提供する機能

② 体験の機会・場の提供機能を担う事業所とその役割について

役割	想定される社会資源
<p>i 地域移行支援事業による体験の提供</p> <p>ア 地域移行支援事業所による体験</p> <p>イ 日中活動系サービス事業所による体験</p> <p>ウ 施設入所支援事業所による体験</p>	<p>【機会・場の提供】</p> <p>地域移行支援事業所（一般相談支援事業所）※</p> <p>日中活動系サービス事業所（生活</p>

ii 地域移行支援事業以外による体験の提供 ア 親元から離れての生活を見据えた共同生活援助の体験の提供 iii 私的契約による体験の提供 iv 体験の機会・場の情報提供及び調整	介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）※ 施設入所支援事業所※ 共同生活援助事業所（GH）※ 訪問系サービス事業所※ 短期入所事業所※ 【機会・場の情報提供】 特定相談支援事業所※ 障害児相談支援事業所※ 委託相談支援事業所 地域移行支援事業所（一般相談支援事業所）※ 基幹センター 3市障害福祉担当課 ※認定対象事業所
---	--

(4) 専門的人材の確保・養成機能について

① 専門的人材の確保・養成機能の内容について

医療的なケアが必要な者、行動障害を有する者及び高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

② 専門的人材の確保・養成機能を担う事業所とその役割について

役 割	想定される社会資源
i 専門的な対応を行うことができる体制の確保	【体制の確保】
ii 初級者向け研修の実施	障害福祉サービス事業所
iii 領域別（専門的）研修受講の勧奨	3市障害福祉担当課
	【人材の養成】
	富山県
	基幹センター

(5) 地域の体制づくり機能について

① 地域の体制づくり機能の内容について

基幹センター、委託相談支援事業者、特定相談支援事業者、一般相談支援事業者等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

② 地域の体制づくり機能を担う事業所とその役割について

役 割	想定される社会資源
i コーディネーターの配置 ii 自立支援協議会への積極的な参加 iii 自立支援協議会への地域課題の報告	【コーディネーター】 基幹センター 【地域課題の報告】 特定相談支援事業所※ 障害児相談支援事業所※ 一般相談支援事業所※ 自立支援協議会 【参加】 特定相談支援事業所※ 障害児相談支援事業所※ 一般相談支援事業所※ 障害福祉サービス事業所等 【体制の確保等】 自立支援協議会 基幹センター 3市障害福祉担当課 ※認定対象事業所

4 地域生活支援拠点等の運用状況の検証

3市障害福祉担当課は、自立支援協議会を活用して、地域生活支援拠点等の運用状況の検証を行う。

砺波圏地域生活支援拠点等登録事業所リスト

市名	No.	事業所名	事業所番号	所在地	電話番号	法人名	事業の種類	担う機能					認定日	備考
								①	②	③	④	⑤		
砺波市	1	CH-5グループホームCHance	1610800201	砺波市神島101-2	0763-33-6880	株式会社 CH-5	指定短期入所（空床型）		○				R4.4.1	
	2	CH-5グループホームCHance	1620800043	砺波市神島101-2	0763-33-6880	株式会社 CH-5	指定共同生活援助			○			R4.4.1	
	3	地域活動支援センターとなみ野	1630800025	砺波市出町中央13-1	0763-23-6540	社会福祉法人 たびだちの会	指定一般相談支援	○					R4.4.1	
	4	地域活動支援センターとなみ野	1630800025	砺波市出町中央13-1	0763-23-6540	社会福祉法人 たびだちの会	指定特定相談支援	○					R4.4.1	
	5	地域活動支援センターとなみ野	1670800034	砺波市出町中央13-1	0763-23-6540	社会福祉法人 たびだちの会	指定障害児相談支援	○					R4.4.1	
	6	障がい者サポートセンターきらり	1630800017	砺波市幸町1-7	0763-33-1552	社会福祉法人 湊明会	指定一般相談支援	○					R4.4.1	
	7	障がい者サポートセンターきらり	1630800017	砺波市幸町1-7	0763-33-1552	社会福祉法人 湊明会	指定特定相談支援	○					R4.4.1	
	8	障がい者サポートセンターきらり	1630800018	砺波市幸町1-7	0763-33-1552	社会福祉法人 湊明会	指定障害児相談支援	○					R4.4.1	
南砺市	1	マージ園木の香	1612000032	南砺市谷142	0763-82-6000	社会福祉法人マージ園	指定短期入所（空床型+併設型）		○				R4.4.1	
	2	相談支援センターあい	1632000012	南砺市院林82-1	0763-22-3535	社会福祉法人マージ園	指定一般相談支援	○					R4.4.1	
	3	相談支援センターあい	1632000012	南砺市院林82-1	0763-22-3535	社会福祉法人マージ園	指定特定相談支援	○					R4.4.1	
	4	相談支援センターあい	1632000013	南砺市院林82-1	0763-22-3535	社会福祉法人マージ園	指定障害児相談支援	○					R4.4.1	
		砺波圏域障害者基幹相談支援センター	-	砺波市幸町1-7	0763-33-6252									登録ではなく業 務委託

※担う機能：①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり